

重要事項説明書



令和6年度

高島市立今津東保育園

(小規模保育園)

1 事業の目的

高島市立今津東保育園（小規模保育園）（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育、子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- 特定の保育士による丁寧な関わり（育児担当制）を導入し、人と信頼関係を築く力を育てることを大切にしています。
- 少人数の家庭的な雰囲気の中で、一人一人の月齢や年齢に応じたきめ細やかな保育を大切にしています。
- 小規模保育園の特性を活かしたゆったりと落ち着いた生活の流れの中で、子どもたちが意欲的に遊べる環境作りや保育の実践をしています。
- 家庭と連携を取り合い、健やかな成長を願い共に子育てできる関係作りを大切にしています。

3 当園の概要

名 称	高島市立今津東保育園 小規模保育園
所 在 地	滋賀県高島市今津町住吉二丁目 16 番地 5
施設の種類	小規模保育事業所
開設年月日	令和 4 年 4 月 1 日
認可又は認定年月日	令和 4 年 4 月 1 日
連絡先	電話番号 0740-22-2205
利用定員	3号認定利用定員 19名
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育、障がい児保育

4 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	午前7時30分～午後7時00分
保育提供時間	保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分
	保育短時間 午前8時30分～午後4時30分
延長保育時間	保育標準時間 午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間 午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分
休園日	日曜・祝日・12月29日から1月3日まで

※延長保育・土曜共同保育（土曜共同保育実施場所：マキノ西こども園）の利用については、前月28日までにそれぞれの申請書を提出してください。

※延長保育の利用に当たっては、保育料が必要となります。

※延長保育のうち午前8時から午前8時30分までは無料です。

（申請書の提出も不要です。）

5 施設の概要

敷地	市有地 面積 1949.49 m ²
建物	R C造平屋建（一部鉄骨） 延べ床面積 840.47 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 2 室 保育室 6 室 乳児用トイレ 1 箇所 遊戯室 148.50 m ² 調理室 30.00 m ² 事務室 70.00 m ² 調乳室 5.00 m ² 医務室 9.00 m ²
設備の種類	冷暖房
安全保障	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済
その他	屋外遊戯場（612.00 m ² ）

6 職員体制（令和5年度）

	常勤	非常勤
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	2	7
栄養士		
調理師		2

7 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（厚生労働省）および、高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラム（高島市）を基に、以下の内容を目標とした保育の提供を行います。

- (1) 発達の連続性を考慮した保育の提供
乳幼児の発達を考慮し、0歳児から2歳児までの一貫した保育を提供します。
- (2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた保育の提供
特定の保育士との愛着関係を築きながら、健康、安全、心身の発達に努めます。
- (3) 家庭的な保育の提供
異年齢のふれあいを多く持ち、家庭的な保育の提供を目指します。
また、地域とのつながりを大切に保育します。

8 給食等について

- (1) 提供方針
乳幼児にとって食事は、おいしくいただくことで心も体も育み、すべての活動の源となる大切なものです。そのため、安全で安心しておいしく食べられる給食提供を目指しています。
- (2) 提供方法
自園で献立を作成し、自園で調理し提供します。
- (3) 昼食・おやつ
内容については、月末に翌月の献立表を配布しています。
土曜日の保育については、お弁当の対応とさせていただきます。
- (4) アレルギー等への対応
栄養士の指導、管理の下、食物アレルギーの対応をします。医師の診断を受けた園児に対して、「保育園・幼稚園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」や、対応マニュアルに沿って必要な対応をします。
面談の上、除去、代替え等の対応をします。
- (5) 衛生管理等
集団給食施設届出を滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）へ届出済みです。職員は、毎月検便検査を行っています。

9 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの
- (2) 保護者の連絡先
- (3) 児童の体調を確認するもの
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの
- (5) その他、当園が、乳幼児が園生活を送るために必要と考える情報について書類の提出を求めることがあります。

10 保護者との連絡について

- (1) 園や家庭での状況を相互連絡するために、連絡帳を活用します。園からの連絡事項やその日の活動等記入しますので、毎日読んでください。
- (2) 月に1回、園だよりを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。クラスの様子はクラスだよりでお知らせします。
- (3) その他、健康だより、給食だより、アンケート等を配布することがあります。

11 保護者会（親の会）について

当園には親の会が組織され、入園と同時に入会していただくことになっています。この会の目的は、保育園と家庭とのつながりを緊密にして保育園に対する理解を深め、よりよい保育環境の整備に努めるとともに、各機関および関係諸団体と密接な連絡を図って児童福祉の増進に寄与することにあります。（会費 100円/月）

12 病気について

- (1) 感染症等にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園は医師の指示に従ってください。
- (2) 投薬について
医療行為となるため原則としてできません。ただし、医師の判断により、やむを得ず投薬が必要な場合に限り行いますので投薬依頼書など必要書類の提出をお願いします。

13 健康診断等について

- (1) 内科健診・歯科健診
それぞれ年2回、嘱託医が健診を行います。結果については、後日、書面にてお知らせします。
- (2) 身体測定
毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

1 4 保育料

(1) 基本保育料

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化に加え、国の無償化の対象外の児童も含め市独自施策により完全無償化を行っています。

(2) 延長保育料

高島市が定める延長保育料をお支払いいただきます。

(3) その他行事等の実施により、実費をご負担いただく場合があります。

1 5 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了します。

- ・ 当園は0歳児から2歳児までの小規模保育園であることから2歳児の保育を終了した時。
- ・ 子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時。
- ・ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じた時。

1 6 教育・保育給付認定・住所等の変更

(1) 認定の変更

事実発生日（要件を有した又は無くした日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

ア 3号認定から2号認定に変更となる場合

○在園中に満3歳に到達する場合、市において2号認定に変更し、新しい支給認定証が送付されます。

イ 就労時間等の変更に伴う認定（保育時間）を変更する場合

○提出書類：教育・保育給付認定変更申請書（高島市指定様式）

就労証明書

支給認定証

印鑑とマイナンバー関係書類

○提出先：高島市役所幼児保育課

(2) 住所・保護者の変更

○提出書類：教育・保育給付認定申請内容変更届（高島市指定様式）

○提出先：高島市役所幼児保育課

※上記以外にも就労等の保育を必要とする事由が変わる場合は、手続きが必要になります。詳しくは高島市役所幼児保育課にお問い合わせください。

※保育の認定に必要な申請に虚偽があったり、変更しないまま利用していると、罰金等が課せられることがあります。忘れずに申請するよう気を付けてください。

17 賠償責任保険の加入

○独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）に加入していただきます。（自己負担 年240円）

18 嘱託医（令和5年度）

（1）内科

名称	おかだ小児科医院
医院長名	岡田 清春
所在地	滋賀県高島市今津町名小路一丁目1-6
電話番号	0740-22-8731

（2）歯科

名称	原田歯科医院
医院長名	原田 直一
所在地	滋賀県高島市今津町桜町一丁目6-1
電話番号	0740-22-2016

19 緊急時の対応方法

園児の容体に変化等があった場合は、あらかじめ保護者が個人票で指定した緊急連絡先へ連絡したうえで、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

なお保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する医療機関で、適切な対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

20 非常災害時の対策（令和5年度）

消防計画作成 （変更） 届出書	消防署届 令和5年4月1日			
	防火管理者	氏名 白井 浩子		
避難訓練	火災及び地震、その他災害を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災報知機	有	煙感知器	有
	ガス漏れ報知機	有	非常警報装置	有
避難場所	第1避難場所	今津東保育園 園庭	第2避難場所	職員駐車場 元今津専修学校 駐車場

21 要望・苦情等に関する相談窓口（令和5年度）

（1）受付担当者

氏名 万木 恵理子（役職：主任保育士） TEL 22-2205

（2）解決担当者

氏名 白井 浩子（役職：園長） TEL 22-2205

（3）第三者委員

氏名 八木 喜美子（役職：民生委員児童委員）

氏名 橋本 重生（役職：民生委員児童委員）

（4）受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

2 3 守秘義務および個人情報について

当園が所持する個人情報については守秘義務があり、保護者の許可なしに外部へ提供しません。ただし、以下の場合には必要最低限の範囲にて使用場合があります。また、保護者の方にも園で撮影した写真等（自分のお子様以外が掲載される場合）をSNS等に掲載することを個人情報の観点から禁止させていただきます。

- (1) 卒園にあたり、児童が入園予定の認定こども園等と円滑に引継ぎを行うための情報提供。
 - (2) 他の認定こども園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場所において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う場合。
 - (3) 緊急時において、病院その他関係者に対し必要な情報提供を行う場合。
 - (4) 園内、または園外で撮影した写真、動画等を掲示物、配布物、メディア（園便り、広報、その他新聞取材等）上で使用する場合。
- ※ (4) については保護者の申し出により配慮することができます。掲載を望まれない方は事前にお知らせください。

2 4 虐待の防止について

高島市子ども未来部子ども家庭相談課とともに、園児の人権擁護および虐待の早期発見とその防止を図るため、当園職員は子どもをいじめ等から守るための人権教育プログラム（CAP）による研修を実施しています。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時には、速やかに市役所子ども家庭相談課（25-8517）／児童相談所全国共通ダイヤル（189）に連絡する義務があります。連絡は匿名で行うことも可能ですし、連絡者の身元を明かすことはありません。園に相談いただいても構いません。また、園でも明らかに虐待と疑われる時は、速やかに専門機関に通告することが義務付けられています。私たちは子どもの安全を最優先していき、できる限りの支援をしていきたいと思っております。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：高島市立今津東保育園
（小規模保育園）

説明者職名：園長 白井 浩子